

九州地方整備局事業評価監視委員会

平成18年度 委員会運営について（案）

1. 効率的・効果的な委員会運営のため、全ての対象案件（H18年度：27件）を、「重点審議事業」と「要点審議事業」に分けて説明及び審議を実施する。
 - ・ 委員の中から、委員会での重点審議事業を選定する「重点審議事業選定委員」を置く。重点審議選定委員は、委員会審議に先立ち、対象事業の中から「重点審議事業」を選定する。
 - ・ 委員会において、九州地方整備局は対象全事業について十分な説明資料を提出の上、重点審議事業の説明を中心に行い、要点審議事業については、要点のみの説明を行う。
 - ・ 重点審議事業選定委員は、委員会での説明の要点等について、あらかじめ九州整備局に指示することができる。
2. 委員会の公開については、マスコミのみの公開とする。